

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

令和6年4月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向け、医療機関から申請を受け、令和6年1月の医療審議会にお諮りして意見をいただき、特例水準の対象医療機関を指定する。

○ 特例水準指定予定医療機関 2機関 (R5. 10. 31現在)

No	医療機関名	医療圏	指定対象医師の診療科 ()は医師数	特例水準
1	獨協医科大学埼玉医療センター	東部	小児科(3)、総合診療科(1)	B水準
			糖尿病内分泌・血液内科(13)、呼吸器・アレルギー内科(10)、消化器内科(13)、循環器内科(13)、腎臓内科(6)、脳神経内科(5)、小児科(5)、こころの診療科(5)、皮膚科(7)、放射線科(7)、総合診療科(4)、外科(14)、小児疾患外科治療センター(5)、整形外科(16)、乳腺科(4)、心臓血管外科・呼吸器外科(10)、産科婦人科(13)、眼科(8)、耳鼻咽喉・頭頸部外科(12)、脳神経外科(9)、泌尿器科(9)、形成外科(1)、救急医療科(5)、集中治療科(2)、麻酔科(15)、リハビリテーション科(1)、子どものこころ診療センター(4)、総合がん診療センター(4)、内視鏡センター(2)、臨床検査部(3)、病理診断科(4)、手術部(1)、輸血部(1)、透析センター(1)、リプロダクションセンター(4)、超音波センター(2)、血管内治療センター(1)移植センター(1)、低侵襲治療センター(1)、新生児センター(1)、附属越谷クリニック(1)、救命救急センター(4)	連携B水準
			糖尿病内分泌・血液内科(5)、呼吸器・アレルギー内科(8)、消化器内科(6)、循環器内科(4)、腎臓内科(4)、脳神経内科(4)、小児科(4)、こころの診療科(2)、皮膚科(4)、放射線科(2)、外科(3)、小児疾患外科治療センター(1)、整形外科(3)、乳腺科(1)、心臓血管外科・呼吸器外科(4)、産科婦人科(6)、眼科(6)、耳鼻咽喉・頭頸部外科(4)、脳神経外科(1)、泌尿器科(3)、形成外科(1)、救急医療科(2)、集中治療科(2)、麻酔科(14)	C-1水準 (専門)
			臨床研修センター(88)	C-1水準 (臨床)
			メンタルクリニック(1)	B水準
2	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	東部	メンタルクリニック(19)	連携B水準

B水準：2機関 連携B水準：2機関 C-1水準：1機関

*重複して特例水準を申請する医療機関あり

*上記の診療科名は、医療機関からの申請内容のとおりに記載

○ 特例水準指定申請状況 0機関 (R5. 10. 31現在)

○ 特例水準指定申請における申請状況等について (R5. 10. 31現在)

令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制に向けた特例水準対象医療機関の指定について

○ 今後のスケジュール

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例水準 指定手続き			●申請受付 開始	→ 申請締切①					→ 申請締切②		●水準指定	→ ●結果通知 ●県HP等で公表
各協議会	●地域医療対 策協議会 (事前説明)			●地域医療構 想推進会議 (事前説明)	●医療審議会 (状況報告)			●地域医療構 想推進会議 (状況報告)		●地域医療対 策協議会 (意見聴取)		
				●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (事前説明)	●地域医療対 策協議会 (状況報告)			●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (意見聴取)		●医療審議会 (指定事項諮 問)		

